

平成25年版成果レポート(案)

環境生活部関係抜粋

平成25年6月

環境生活部

目 次

	頁
施策	
1 3 2 交通安全のまちづくり	2 (108)
1 3 3 消費生活の安全の確保	6 (112)
1 5 1 地球温暖化対策の推進	1 0 (132)
1 5 2 廃棄物総合対策の推進	1 4 (136)
1 5 4 大気・水環境の保全	1 8 (144)
2 1 1 人権が尊重される社会づくり	2 2 (148)
2 1 2 男女共同参画の社会づくり	2 6 (152)
2 1 3 多文化共生社会づくり	3 0 (156)
2 1 4 NPOの参画による「協創」の社会づくり	3 4 (160)
2 6 1 文化の振興	3 8 (228)
2 6 2 生涯学習の振興	4 2 (232)
選択・集中プログラム	
緊急課題解決 1 0	
地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	4 6 (378)

※ () 内は 6 月 4 日の全員協議会で配付された冊子の頁数

施策 132

交通安全のまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」という意識を持って行動することで、交通事故が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成 27 年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、過去最少であった平成 23 年と同数を維持したものの目標を達成できませんでしたが、活動指標については、3 項目のうち 1 項目は目標を達成し、残り 2 項目においても目標の 90% を超える実績であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
交通事故死者数	95 人	90 人以下 95 人	0.95	85 人以下	75 人以下

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数
25 年度目標値の考え方	第 9 次三重県交通安全計画において平成 27 年の目標値を 75 人以下としていることから、平成 24 年度の現状を踏まえ、10 名の減少をめざすこととしました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数	13,908 人	13,300 人以下 13,382 人	0.99	12,800 人以下	11,800 人以下

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13202 安全で快適な交通環境の整備(警察本部)	信号機の整備箇所数(累計)		3,160 か所	1.00	3,190 か所	3,250 か所
		3,133 か所	3,163 か所			
13203 交通秩序の維持(警察本部)	シートベルトの着用率		96.5%	0.99	97.0%	98.0%
		95.9%	95.6%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,658	5,490	4,183		
概算人件費		144			
(配置人員)		(16人)			

平成 24 年度 of 取組概要

- 交通安全教育の裾野を広げ、地域等に根付かせるため、三重県交通安全研修センターを活用した、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を育成(1,217人)
- 老人クラブを中心に地域の交通安全活動に自ら取り組む高齢者(交通安全活動指導員〔シルバーリーダー〕)の育成(指定自動車教習所での参加・体験・実践型交通安全教育の受講者数：311人、連絡会議：警察署の区域単位(15か所)で開催)
- 四季の交通安全運動など、市町、関係機関・団体等と連携した啓発活動の実施(四季の交通安全運動への参加者数：126,825人)
- 「交通安全アドバイザー」による子どもを中心とした交通安全教育・啓発活動の実施(交通安全教室開催回数：424回、交通安全教室への参加者数：29,071人)
- シルバーリーダーによる交通安全活動の実施(交通安全講習会、通学路における交通安全指導、街頭啓発活動の実施など)
- 信号機の新設・改良、歩道や照明灯の整備(信号機新設：30基)
- 全国で相次いで発生した通学児童死傷者多数事故を受けて、公立小学校等の通学路に対する緊急合同点検の実施(392校)
- 飲酒運転や速度違反などの悪質・危険な違反に重点を置いた取締り、シートベルトの着用の徹底に重点を置いた取締りや啓発活動の実施

平成 24 年度 of 成果と残された課題(評価結果)

- 県内の交通事故による死者数・負傷者数は、長期的に見るといずれも減少を続けていますが、反面、1日当たり約37人もの県民の方が死傷するなど厳しい情勢が続いていることから、引き続き、県民の皆さん一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けていただくため、交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。
- 平成24年1月の「交通安全教育のあり方検討懇話会」提言を受け、三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型教育を推進し、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を養成するとともに、全ての県民に対して質の高い交通安全教育を提供できるよう、事業の充実や設備・機器の改善等を図っていく必要があります。
- 高齢社会の進展に伴い、平成20年以降、交通事故死者数の半数以上を65歳以上の高齢者が占める状

況（平成 24 年 50.5%）が続いていることから、引き続き、高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育や広報啓発活動を推進していく必要があります。

- ・特に、高齢者の交通事故を防止するためには、高齢者自らが安全な交通行動を実践するだけでなく、他の高齢者や地域の交通安全に貢献できる仕組みづくりを進め、地域主体の交通安全活動の輪を広げていく必要があります。
- ・通学路緊急合同点検等により交通安全施設整備等の必要箇所が把握されたことから、緊急性等を勘案しながら整備等を推進していく必要があります。
- ・県内の飲酒運転による取締件数は、道路交通法改正により年間 600 件程度まで減少してきていますが、根絶には至っていません。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・県内における主体的な交通安全活動の輪を広げるため、地域や職域で交通安全活動に取り組む指導者の育成に努めます。
- ・交通安全に関する知識を普及し、県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践の習慣化を促進するため、三重県交通安全研修センターを活用して、交通安全教育を推進します。
- ・高齢者の交通事故を防止するため、老人クラブで交通安全活動を行うシルバーリーダーに対して、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施して新たな人材の育成・資質向上（フォローアップ）に取り組みます。
- ・県民一人ひとりの交通安全意識を向上させるため、変化する交通情勢に的確に対応した、「交通安全アドバイザー」による交通安全教育および広報啓発活動を推進し、交通事故抑止の原動力となる、交通安全に対する県民力を一層高めます。
- ・生活道路や新設道路について、信号機の新設、改良などを計画的に推進し、歩行者をはじめとする道路利用者の安全で快適な交通環境を実現するとともに、特に、通学路における重点的な交通安全施設整備に取り組んでいきます。
- ・交通ルールの遵守意識の向上を図るため、飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な交通違反やシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底に重点を置いた指導取締りを行うとともに、交通安全教育・広報啓発活動を推進し、正しい交通マナーの実践を促進します。
- ・飲酒運転根絶に向けた啓発等の取組を進めるとともに、飲酒運転防止に関する条例検討会における議論を注視していきます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【環境生活部 次長 伊藤 久美子 電話:059-224-2468】

- ・三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根付かせるため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に育成するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育の充実強化や設備・機器の改善を行い、センターがより有効活用されるよう取り組んでいきます。
- ・高齢者の交通事故防止に向けて、高齢者の方に「自分たちが中心になって地域の安全を確保する」という意識のもとに交通安全を推進していただけるよう、シルバーリーダーの育成・活用に力点を置いて取り組みます。
- ・通学路緊急合同点検結果等による交通安全施設整備等の必要箇所を優先するよう配意しつつ、生活道路や新設道路における信号機の新設・改良、横断歩道等の設置等を重点的に推進します。
- ・飲酒運転防止に関する条例検討会における検討状況を踏まえて、飲酒運転の根絶に向けて適切に対応していきます。

めざす姿

事業者から安全で安心な商品やサービスが提供されるとともに、消費者団体、地域住民、事業者団体、教育機関、市町等のさまざまな主体の連携により、消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、県民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識や情報を得て、自主的かつ合理的な消費活動を行っています。

平成 27 年度末での到達目標

身近なところで、さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報提供が行われ、地域で支え合う意識が高まることにより、消費者トラブルの予防や解決など県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成できませんでしたが、2つの活動指標は達成し、消費者トラブルの予防や解決に向けた知識の習得や意識の醸成が進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
消費生活情報を県民が利用している件数	53,322 件	54,500 件 51,032 件	0.94	54,500 件	56,000 件

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	消費生活に関する講座、研修会、情報提供事業の情報を利用している件数
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標値を達成できなかったため、その目標値 54,500 件を再度めざすこととしました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13301 消費者の自立のための支援（環境生活部）	消費生活講座が役に立つと回答した受講者の割合	96.8%	97.6% 98.4%	1.00	98.9%	100%
		96.8%	98.0%		98.6%	100%
13302 消費者被害の防止・救済（環境生活部）	消費生活相談の解決につながる助言を行った割合	96.8%	97.3% 98.0%	1.00	98.6%	100%
		96.8%	98.0%		98.6%	100%

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	118	178	95		
概算人件費		135			
(配置人員)		(15 人)			

平成 24 年度 of 取組概要

- ・「みえ・くらしのネットワーク」会員との連携による消費者月間記念講演会（5 月）や消費者教育シンポジウム（12 月）、出前講座（34 回）、青少年消費生活講座（15 回）等啓発事業を実施するとともに、ホームページ等さまざまな広報媒体による情報提供を実施
- ・消費者啓発地域リーダー養成講座を開催（5 回 22 人登録）するとともに、消費者教育教材の DVD（高齢者向け・若者向け）や Web コンテンツを製作し、市町や学校に配付
- ・消費生活相談員（啓発担当）の 2 名配置、不当商取引指導専門員の 1 名増員、専門家活用等による県消費生活センターの機能強化
- ・金融分野の消費生活相談員通信講座の開催、研修への派遣による消費生活相談員の資質向上
- ・市町相談窓口の巡回訪問事業、市町ホットラインによる助言、相談マニュアル作成等による市町相談窓口の技術的な支援を行うとともに、市町の広域連携による相談体制充実の助言、調整
- ・事業者に対して、特定商取引法に基づく行政処分や指導（7 回）、景品表示法に基づく調査・指導を実施（35 回）、近隣県や関係機関との連携強化による情報共有と合同指導を実施（11 回）

平成 24 年度 of 成果と残された課題（評価結果）

- ・消費生活講座等の開催やさまざまな広報媒体による情報提供・啓発活動、相談における自主的解決に向けた助言、事業者指導等を行った結果、県民の皆さんの消費者被害の未然防止に関する意識が醸成されるとともに、相談を受けた消費者トラブルを解決につなげることができました。また、市町への支援を行った結果、消費生活相談員が配置された市町のうち 2 市 1 町で、相談員配置日が増設され、相談窓口が充実しました。
- ・相談件数は減少傾向にありますが、商取引の複雑化、多様化に伴い、新たな消費者トラブルが発生するとともに、高齢者が被害に遭う割合が増加しています。
- ・県民の皆さんに一番身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制充実のための働きかけや支援を引き続き行う必要があります。
- ・悪質な被害事例が依然として発生していることから、消費者被害の発生・拡大防止を図るため、関係機関等との連携を強化し、事業者指導に取り組む必要があります。

平成 25 年度 of 改善のポイントと取組方向

- ・消費者団体、事業者団体、教育機関、市町等さまざまな主体が参画するネットワークの拡大を進め、連携して幅広く啓発活動を行うことにより、消費者トラブルの未然防止、拡大防止を図ります。特に高齢者の被害を防止するため、市町等と連携し、消費者啓発地域リーダーの養成及び活動支援、老人会等への働きかけなどにより、地域における自主的な啓発活動を促進し、地域で支え合う意識を醸成します。
- ・「消費者教育を総合的、一体的に推進する」ことを目的に制定された、消費者教育推進法の施行を受け、関係団体等との連携を強化し、消費者教育推進地域協議会の設置や消費者教育推進計画の検討を行うとともに、消費者教育の指導者研修や教材の充実に取り組みます。

- ・消費者行政活性化基金を活用し、消費生活相談員の人材育成や専門家活用等を行うことで、市町相談体制の維持充実を支援します。また、県相談員による市町相談窓口への日常的助言のほか、単独での相談員配置が難しい市町に対して、広域的連携による相談体制について助言や調整等支援を行うとともに、基金活用による積極的取組を働きかけ、県内の相談体制充実を図ります。
- ・悪質な商取引について、国や他都道府県及び警察など他機関との連携を強化し、効果・効率的な事業者指導を実施するとともに、ネットワークを活用して事業者団体の自主行動基準策定への働きかけを行うなど、取引の適正化を図ります。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 次長 伊藤久美子 電話：059-224-2468】

- ・国や県、市町が役割分担し、一体となって消費者行政に取り組んでいくため、基金を活用して整備された市町の相談体制の維持・充実に向け、単独での相談員配置が難しい市町や周辺市町に対して広域的連携による体制整備を働きかけていきます。
- ・消費者教育推進法の施行を受け、学校や地域、大学等の関係機関との連携を強化し、消費者教育の推進策を協議する場を設けるとともに、事業実施期間が延長された基金を活用して人材育成や教材充実等の具体的取組を進めます。
- ・地域における消費者教育については、特に高齢者の被害を防止するため、引き続き市町等と連携し、消費者啓発地域リーダー等の担い手育成や教材提供等により、自主的な啓発活動を促進します。

県民の皆さんとめざす姿

低炭素社会の実現に向けた県民一人ひとりの日常生活や事業者の事業活動における温室効果ガス排出削減の取組によって、温室効果ガス排出量の削減が進んでいます。

平成27年度末での到達目標

意識を行動に移すきっかけを提供することにより、ライフスタイルの転換が進み、省エネ等の温室効果ガス排出削減の取組が浸透しています。事業者においても環境経営が促進され、事業活動の中で、温室効果ガス排出削減の取組が広がっています。

また、県民の皆さん、事業者が一体となった地域ぐるみでの取組が活発化しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標は達成しているものの、活動指標において、目標に対してあまり進まなかった項目もあることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
温室効果ガス排出量の基準年度比（森林吸収量を含む）	/	+6.3%以下 (22年度)	1.00	+4.7%以下 (23年度)	+1.5%以下 (25年度)
	+3.6% (21年度)	+4.9% (22年度)		/	/

目標項目の説明と平成25年度目標値の考え方

目標項目の説明	三重県域から排出される二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の基準年度（平成2(1990)年度）比。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」では、平成32(2020)年度の目標値は基準年度比で、-10%としています。
25年度目標値の考え方	平成20年秋のリーマンショックによる影響がある平成21、22年度の値ではなく、影響の少ない平成20年度の値（+9.7%）から、「三重県地球温暖化対策実行計画」の目標を達成するため、毎年、均等に削減するという前提のもとに目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
i5101 温室効果ガス排出削減の取組推進（環境生活部）	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	/	+0.6% 以下 (23年度)	0.32	+1.2% 以下 (24年度)	+2.4% 以下 (26年度)
		0% (22年度)	+1.9% (23年度)		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15102 環境経営の促進 (環境生活部)	三重県版小規模事業所 向け環境マネジメント システム(M-EMS) 認証事業所数(累計)		290件	0.73	330件	420件
		246件	278件			
15103 環境行動の促進 (環境生活部)	環境活動参加者数		5,300人	0.92	5,600人	6,000人
		4,957人	4,875人			
15104 環境教育の推進 (環境生活部)	環境教育参加者数		30,000人	1.00	33,000人	33,000人
		29,454人	33,797人			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	590	419	351		
概算人件費		153			
(配置人員)		(17人)			

平成24年度の取組概要

- ・環境審議会に、地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方の審議を諮り、中間案とりまとめ
- ・電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業において、伊勢市をモデル地域とし、企業、団体、大学、行政等が参画した協議会を設立し、協議会の取組や各主体の役割等を定めた行動計画（おかげさまAction!）を策定
- ・気候変動による影響への適応について、防災、健康、食料等さまざまな分野で、本県の地域特性を踏まえた気候変動による影響等に関する基礎的な調査を実施
- ・三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム*（M-EMS）の商工会議所等と連携した普及啓発の実施（新規認証取得：32社）
- ・地球温暖化防止活動推進センターを拠点とし、地球温暖化防止活動推進員等による出前講座やイベント等における地球温暖化防止に係る啓発活動の実施（参加者数：15,453人）
- ・企業、小学校、行政等が連携して環境教育を進める「キッズISO14000プログラム*」の取組を県内の小学校において実施（実施小学校：23校、860人）
- ・環境学習情報センターにおける講座、イベント等による環境教育、啓発活動の実施（環境教育参加者数：33,797人）

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・地球温暖化対策の推進に係る条例制定に向け、今後、パブリックコメントの実施や関係団体から意見を聴きながら、さまざまな主体が、自主的かつ積極的に取り組める内容にしていく必要があります。
- ・平成24年度に策定した行動計画（おかげさまAction!）に沿った取組を着実に進めるため、各主体がそれぞれの役割に応じて、取組を進めていく必要があります。
- ・気候変動による影響への適応については、平成24年度に行った調査結果を踏まえて、こうした影響への対策についての取組の方向性を検討していく必要があります。
- ・産業部門について、自主的な排出削減の取組を促進していくため、地球温暖化対策計画書制度の実効性を担保する仕組みの構築や三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）の導入を促す普及啓発などを行う必要があります。

- ・県民の省エネ・節電に対する意識が高まりましたが、意識の高まりを行動につなげていく必要があります。
- ・環境教育の推進については、県民の地球温暖化対策への行動が、より効果があがるよう環境学習情報センターを中心に取組を進める必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・パブリックコメント等により、県民、事業者等の意見を広く聴きながら、環境審議会の答申を踏まえ、条例化の取組を進めていきます。
- ・電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、協議会が策定した行動計画を国の補助制度を活用した取組などにより着実に進めていきます。
- ・気候変動による影響について課題等を整理し、関係機関が各分野において、施策や事業を実施するにあたり、必要とされる考え方を示すことにより、気候変動による影響への適応に向けた取組を促進するとともに、県民、事業者等と情報を共有し、自主的な取組を促進していきます。
- ・温室効果ガス排出削減の自主的な取組を促進するため、産業部門においては、地球温暖化対策計画書制度への評価・公表制度の導入や三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム (M-EMS) の一層の普及拡大を図るとともに、運輸部門においては、新たに自動車地球温暖化対策計画書制度の導入を図ります。
- ・家庭部門については、地球温暖化防止活動推進員等が行う啓発活動等において、省エネ等に係る具体的な事例や効果を示した啓発冊子（平成 24 年度作成）等を活用するなど、「見える化」の取組を通じて、県民一人ひとりの意識をさらに高め、行動につなげていきます。
- ・環境学習情報センターを拠点に行う啓発活動について、市町や学校等関係機関との連携を進めるとともに、県民の環境への関心の高まりや環境学習の機会の多様化、県民の環境活動、環境学習に対するニーズなどを踏まえ、各種講座やイベント等の環境保全に係る取組を引き続き進めていきます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【環境生活部 次長 岡本 弘毅 電話:059-224-2305】

- ・地球温暖化防止のためには、これまでの多くの化石燃料に依存した暮らしから、温室効果ガスの排出が極力抑制され、省エネルギーでかつ豊かな暮らしが実感できる低炭素社会に移行することが求められています。
そのため、さまざまな主体が、自主的かつ積極的に取り組める内容を盛り込んだ地球温暖化対策の推進に係る条例制定に向けた取組を進めます。
- ・また、伊勢市をモデル地域とした電気自動車等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、協議会の各メンバーと連携して、行動計画に基づき観光プランの作成や国の補助事業を活用した電気自動車の導入、充電器の設置等に取り組むとともに、温室効果ガス削減取組の「見える化」を通じて、県民一人ひとりの意識をさらに高め、行動につなげていくことにより、温室効果ガスの排出削減を図ります。

施策 152

廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部 廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者などのさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用が進み、環境への負荷が最小限に抑えられ、また、再使用・再生利用ができない廃棄物が適正に処理されている循環型社会の構築が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案が迅速に是正されてきています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成し、活動指標についても3項目のうち2項目で目標を達成しており順調に推移していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終 処分量	360 千トン (22 年度)	352 千トン以下 (23 年度)	1.00	338 千トン以下 (24 年度)	306 千トン以下 (26 年度)
		345 千トン (23 年度)			

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量
25 年度目標 値の考え方	平成 24 年度において廃棄物の最終処分量は目標値を達成しました。廃棄物処理計画の目標値の考え方を踏まえて設定した平成 27 年度目標値の達成に向けて、平成 25 年度の目標値を 338 千トン以下と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15201 ごみゼロ社会づくりの推進（環境生活部 廃棄物対策局）	1 人 1 日あたりのごみ 排出量（一般廃棄物の 排出量）	966 g/人・日 (22 年度)	951 g/人・日 以下 (23 年度)	0.98	939 g/人・日 以下 (24 年度)	913 g/人・日 以下 (26 年度)
			967 g/人・日 (23 年度)			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15202 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進 (環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の再生利用率		39.2% (23年度)	1.00	41.5% (24年度)	42.2% (26年度)
		36.9% (22年度)	41.1% (23年度)			
15203 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進 (環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の不法投棄総量		440トン 以下	1.00	370トン 以下	370トン 以下
		462トン (22年度)	150トン			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	1,015	1,037	2,192		
概算人件費		775			
(配置人員)		(86人)			

平成 24 年度 of 取組概要

- ・東日本大震災により生じた災害廃棄物（がれき）の広域処理について、ガイドラインを策定するなど災害廃棄物処理の安全性確保に向けた取組を行い、環境省からの岩手県久慈市の災害廃棄物（可燃物）処理の協力要請を受け、市町等とともに受入に向けた調整を実施
- ・南海トラフ地震等の大規模災害に備え、災害廃棄物処理において重要となる初期対応について、東日本大震災等における事例を参考にするために現地調査を実施
- ・ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」の活用や子どもを対象とした「もったいない」啓発資材配付など、環境イベント（2回）等において普及啓発を実施するとともに、市町の廃棄物処理施設の円滑な整備に向けて、国の循環型社会形成推進交付金を確保できるよう技術的支援を実施
- ・RDF*焼却・発電事業について安全で安定した運転を行うとともに、経営改善を図るため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度に移行
また、廃棄物処理センター事業により整備される、災害廃棄物処理の受入機能も有する産業廃棄物最終処分場について、国や県補助金を交付し、平成 24 年 12 月に一部供用を開始
- ・産業廃棄物の適正処理を一層推進するため、多量排出事業者に対して処理計画の策定指導のほか、電子マニフェスト*や優良認定処理業者の利活用について個別訪問による働きかけ（590社）を実施
また、高濃度 PCB 廃棄物について平成 28 年 7 月までの処理終了に向けた取組を実施
- ・バイオマス系産業廃棄物を対象にエネルギー利用も含めた再資源化等の事業化可能性調査に着手し 5 件のモデル事例の具体的検討を進めるとともに、三重県リサイクル製品利用推進条例を的確に運用
- ・産業廃棄物の不適正処理事案等については迅速な対応を行い、早期発見・早期是正し、又は未然防止するとともに、文書による法令遵守の徹底を図り、悪質事業者に対しては、改善命令（5件）を行うなど厳正に対処
- ・生活環境保全上の支障等が生じている 4 つの産業廃棄物の不適正処理事案について、産廃特措法に基づく国の支援を得て平成 25 年度から恒久対策に着手できるよう、実施計画を策定し、環境省との協議を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・平成 25 年 1 月 25 日に環境省から通知があり、久慈市の災害廃棄物（可燃物）の処理先が決まったことから、三重県での受入の必要はなくなりましたが、被災地の復旧・復興は道半ばであることから引き続き支援を行っていく必要があります。
- ・市町等とともに南海トラフ地震等の大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備の検討を進めていく必要があります。
- ・一般廃棄物の最終処分量（平成 23 年度 4 万 6 千 t（災害廃棄物を除く）→平成 24 年度（速報値）4 万 2 千 t）は減少し、1 人 1 日当たりのごみの排出量（平成 23 年度 967g/人・日（災害廃棄物を除く）→平成 24 年度（速報値）981g/人・日）は増加する見込みです。今後、一般廃棄物の 3 R をさらに進めるため、生ごみ等の排出削減や資源化に向けた取組を一層推進する必要があります。
- ・RDF 焼却・発電事業について、固定価格買取制度への移行等を踏まえた収支計画に改定するなど、事業運営の適正化に向けて、引き続き関係市町等との協議が必要です。また、RDF 焼却・発電事業終了後のごみ処理体制が確実に構築される必要があります。
- ・産業廃棄物の 3 R の推進により産業廃棄物の最終処分量（平成 23 年度 29 万 9 千 t→平成 24 年度（推計値）28 万 9 千 t）は減少し、再生利用率（平成 23 年度 41.1%→平成 24 年度（推計値）41.8%）は増加する見込みです。今後とも、産業廃棄物の 3 R や適正処理を進めていく必要があります。また、多量排出事業者に対しては適正管理計画の策定指導を行うとともに、電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用が一層進むよう取り組む必要があります。
- ・バイオマス系産業廃棄物の再資源化等に関する事業化可能性調査結果を踏まえ、今後、実証試験に向けた検討を進める必要があります。
- ・県民、事業者等からの不法投棄に関する通報、苦情及び情報提供に対しては、その受理後、速やかに現場に赴き、事情の聴取等を行って適切な対応を図っており、新たな不法投棄（7 件）は全て撤去済となりました。引き続き、間隙のない監視指導を行っていく必要があります。
- ・産業廃棄物が不適正処理された 4 事案全てにおいて、国の支援を得て、実施計画に基づく恒久対策を進めていく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・被災地の復旧・復興に向けて災害廃棄物処理を進めるため、岩手県に職員を派遣する等の支援を行います。
- ・南海トラフ地震等における災害廃棄物処理を円滑に進めるため、発生量の調査・推計を行い、市町の災害廃棄物処理計画を改定するための指針の策定や、県の災害廃棄物処理計画の策定検討を進めます。
- ・「もったいない」という環境意識の普及啓発を進めるため、学校等と連携し、学校現場や地域における環境学習を行うとともに、市町の循環型廃棄物処理施設の整備や生ごみ減量化の取組について技術的支援を行います。
- ・RDF 焼却・発電事業については、安全で安定した運転を確保しつつ、市町等と協議のうえ収支計画の見直しを進めるとともに、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が着実に整備されるよう、市町と一体となって検討を進めます。また、廃棄物処理センター事業の最終処分場整備が計画どおり平成 25 年度に完了するよう支援を行います。
- ・産業廃棄物の適正処理を進めるため、マニフェスト発行件数の多い事業者や横ならび感の強い業界を重点的に訪問するなど効率的、効果的な方法により、電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用を促進します。
- ・平成 24 年度に実施したバイオマス事業化検討・評価の結果等を受け、事業スキームや実施計画の策定

- など事業化に向けた具体的な検討を進めます。また、三重県リサイクル製品の利用を推進します。
- ・不適正処理の未然防止や早期発見をするため、引き続き、厳正な監視・指導を行うとともに、民間パトロールの継続活用や監視カメラによるチェック体制の強化に加え、市町、民間事業者、県内自主活動団体等さまざまな主体との連携を強めていきます。
 - ・産業廃棄物不適正処理の4事案全てにおいて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づく恒久対策に早期に着手し、対策工事を着実に実施します。なお、工事の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や有害物質の検出状況のモニタリング結果等を適時、的確に情報共有します。

特に注力するポイント（平成25年度）

【環境生活部 廃棄物対策局 次長 田畑 知治 電話：059-224-2375】

- ・南海トラフ地震等の大規模災害時の災害廃棄物の発生量推計を行い、市町の災害廃棄物処理計画を改定するための指針の策定等を進めます。また、RDF焼却・発電事業について、市町等と協議のうえ収支計画の見直しを進めるとともに、事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が着実に整備されるよう、市町と一体となって検討を進めます。
- ・廃棄物の3Rを進めるため、バイオマス系廃棄物の再資源化等に向けた取組や市町への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の適正処理を一層確保するため、排出事業者責任の徹底を図る取組を進めます。
- ・産業廃棄物の不適正処理等に対して、引き続き間隙のない監視指導を行うとともに、不適正処理された4事案全てにおいて、実施計画に基づく恒久対策に着手し、地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。

施策154

大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

自動車排出ガスや生活排水など身近な暮らしの環境問題に対する意識が高まり、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全に積極的に取り組んでいます。

また、大気や河川、海域の環境基準*が達成され、県民の皆さんが良好な大気・水環境のもとで、健康的な生活を営んでいます。

平成27年度末での到達目標

県民や事業者の皆さんによる、自動車排出ガスによる局地的な大気汚染の解消への取組が進み、大気環境測定地点における大気環境基準が達成されるとともに、生活排水処理アクションプログラムの目標の達成等により、河川や海域における水質が維持または改善しています。

また、地域において森・川・海のつながりを意識しながら、さまざまな主体による連携した取組が活発に行われるようになっていきます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度*	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標については、目標を達成できませんでしたが、活動指標においては5項目のうち4項目で目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	76.7%	93.9% 92.9% (速報値)	0.99	95.0%	97.0%

目標項目の説明と平成25年度目標値の考え方

目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合
25年度目標値の考え方	全地点および全水域で環境基準を達成することを前提とし、一部の環境基準の達成が著しく困難な水域については、水質改善を図ることとして目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15401 大気・水環境への負荷の削減（環境生活部）	大気・水質の排出基準適合率	99.2%	100% 99.3%	0.99	100%	100%

活動指標		23年度	24年度	25年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		15402 自動車環境対策の推進（環境生活部）	NOx・PM法対策地域内の大気環境基準達成率	60.0%	100% (速報値)
15403 生活排水対策の推進（環境生活部）	生活排水処理施設の整備率	78.0% (22年度)	78.8% (23年度) 79.1% (23年度)	1.00	79.7% (24年度) 81.4% (26年度)
15404 伊勢湾の再生（環境生活部）	水環境の保全活動に参加した県民の数	16,475人	19,000人 23,834人	1.00	24,500人 26,500人
15405 環境保全のための調査研究の推進（環境生活部）	調査研究成果件数	3件	4件 4件	1.00	4件 4件

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	15,597	14,890	14,194		
概算人件費		1,244			
(配置人員)		(138人)			

平成24年度の取組概要

- ・ 29 測定局で二酸化窒素、光化学オキシダント等を測定して、大気環境基準の達成状況を把握し、測定結果（速報値）をホームページに掲載
- ・ 工場・事業場の立入検査を実施（検体採取を伴う立入工場・事業場数 45、その他の立入工場・事業場数 654）し、ばい煙（いおう酸化物、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物*及びダイオキシン類の排出基準の適合状況を確認するとともに、基準を超過した工場・事業場に対して改善を指導
- ・ 光化学スモッグ予報*を2日、延べ3地域に、注意報を1日、延べ1地域に発令し、光化学スモッグ*による被害を未然に防止（光化学スモッグによる被害報告なし）
- ・ NOx・PM法*対策地域において二酸化窒素および浮遊粒子状物質の環境基準を確保するため、平成32年度を目標年度とするNOx・PM総量削減計画を策定。一方、道路管理者、運輸業者、荷主及び県・市等で構成する流入車対策検討会議を設置し、流入車対策について検討を開始
- ・ PM2.5（微小粒子状物質）*について、国が広く一般に注意を促すための「暫定的な指針」を示したことから、県内における注意喚起の体制を整備
- ・ 47 河川 62 水域、4 海域 8 水域におけるBOD*、COD*等の水質測定並びに地下水 30 地点における水質測定を実施し、公共用水域の環境基準の達成状況を把握
- ・ 工場・事業場の排水量や有害物質の使用を考慮して立入検査を実施（採水を伴う立入工場・事業場数 272、その他の工場・事業場数 397）し、基準を超過した工場・事業場に対して改善を指導
- ・ 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に向けた調査を実施し、類型指定案を作成
- ・ 伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を実施
- ・ 平成23年度に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づく対策を推進していくため、県内

各地域（6地域）において関係機関による協議会を開催し、海岸漂着物問題について地域での議論を実施

- ・ 東海三県一市で海岸漂着物対策検討会を開催し、発生抑制に向けた取組や国への提言活動等を実施
- ・ 海岸清掃等のボランティア活動である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県等に呼びかけて実施
- ・ 社会情勢や経済情勢の変化を踏まえ、生活排水処理アクションプログラムの見直しを実施
- ・ 市町及び関係部と連携して、下水道、集落排水や浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めたところ、整備率が78.0%（平成22年度）から79.1%（平成23年度）に進捗

平成24年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 県内の二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等における環境基準の達成状況は、すべての測定局（29測定局）で環境基準を達成（速報値）する見込みで、おおむね良好な大気環境を維持しています。
- ・ 発生源については、検体採取を伴う立入検査を、大気環境に与える影響が大きいと思われる45工場・事業場で実施したところ、光化学オキシダントの主な発生原因物質である揮発性有機化合物を使用する2工場で排出基準を超過したことから改善を指導しました。
- ・ 光化学スモッグ予報等が毎年発令されていることなどから、引き続き光化学スモッグの主な原因物質と考えられる揮発性有機化合物等の排出抑制に取り組む必要があります。
- ・ 昨年度設置した流入車対策検討会議で流入車対策の具体策を検討してきましたが、引き続き十分な議論を行うことが必要です。
- ・ PM_{2.5}の常時監視体制について、国の「大気汚染状況の常時監視に関する事務処理基準」に則した体制を整えるためには、県として必要な測定局を整備する必要があります。（1測定局）
- ・ 閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）は56%（平成24年度速報値）であり、近年60%弱の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊も発生するなど、改善対策が必要な状況にあります。このため、平成23年度に策定した第7次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場からの汚濁負荷を一層削減するほか、生活排水について、生活排水処理アクションプログラムに基づく施設整備を着実に進めていく必要があります。
- ・ 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定案を作成しましたが、一部、追加の調査を実施したうえで、基準を決定する必要があります。
- ・ 伊勢湾再生に向けた検討を進めるため、関係機関と連携して実施した貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を引き続き実施する必要があります。
- ・ 地域における協議会を開催し、海岸漂着物の問題に係る議論を開始しましたが、今後は海岸漂着物等の回収・処理を進めることはもとより、発生抑制対策等の推進が必要です。
- ・ 東海三県一市が連携し、伊勢湾総合対策協議会として海岸漂着物対策に係る国への提言活動等を行ったところ、国の平成24年度補正予算においては、「海岸漂着物地域対策推進事業」として全国で約100億円（本県分約2億7千万円）という大規模な予算が措置されました。
- ・ 「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に県内で2万3千名以上の方々が参加されたほか、民間団体による広域圏で連携した活動も拡大しました。
- ・ 生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、その整備率（79.1%）は全国平均（87.6%）に比較してまだ低く、単独処理浄化槽（約11万基）や汲み取り世帯（約5万世帯）が多く残されています。

- ・新たに創設した合併処理浄化槽への転換に係る上乘せ補助制度について、平成24年度は旧制度の選択も可能とした暫定措置を設けたため、新制度に移行した市町が少数となりました。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・大気環境の改善のため、引き続き、工場・事業場における排出基準の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・揮発性有機化合物の排出削減を図るため、削減効果があり他事業者でも実施可能な対策を調査し、関係事業者に周知します。
- ・流入車対策については、流入車対策検討会議において関係団体等から十分意見を聴取した上で、地域の実状に応じた具体策を取りまとめます。
- ・PM_{2.5}については、県民の皆さんに必要な注意喚起の情報を速やかに伝えるとともに、国の「大気汚染状況の常時監視に関する事務処理基準」に則した常時監視体制を整えるため、測定局の整備を行います。(1測定局)
- ・公共用水域等の水質改善のため、引き続き、工場・事業場における排水基準等の遵守を徹底するほか、立入検査時に工場・事業場の経営者等と対話を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- ・水生生物の保全に向けた環境基準の類型指定について、平成25年度中に県内43河川を対象にした指定を行います。
- ・伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めるほか、関係部局と連携し、伊勢湾再生行動計画に基づく施策を着実に実施します。
- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づく取組を着実に実施するため、関係機関、民間団体等の協議により各地域の実状に応じた対策を進めます。
- ・国の平成24年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進事業」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を進めます。
- ・東海三県一市の海岸漂着物対策検討会において、本県がリーダーシップを取り、引き続き、発生抑制等の検討、国への提言などに積極的に取り組みます。また、海岸漂着物対策では、民間団体等によるボランティア活動が非常に重要であることから、連携・協力をさらに強化するとともに、県民、民間団体、企業などさまざまな主体の参画による「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を拡大していきます。
- ・生活排水処理未普及人口の早期解消に向けて、引き続き生活排水処理アクションプログラムに基づき、市町及び関係部と連携して、生活排水処理施設の整備を進めます。
- ・また、県費上乘せ補助制度を活用し、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進します。

特に注力するポイント(平成25年度)【環境生活部 次長 岡本 弘毅 電話:059-224-2305】

- ・豊かな自然に恵まれた三重県の美しい森・川・海や良好な大気環境を、現在及び将来の世代が引き続き享受できるよう保全していく必要があります。そのため、水環境の保全については、伊勢湾再生や海岸漂着物対策など、県域にとらわれず流域の全体で連携しなければ解決が難しい問題への積極的な対応のほか、河川や海域のさらなる水質改善に向けて、生活排水対策等を推進していきます。
- ・大気環境の保全については、NO_x・PM総量削減計画が昨年度策定されたことから、計画の目標を達成するため、流入車対策検討会議で地域の実状に応じた具体策を取りまとめます。また、光化学スモッグや近年関心が高まっているPM_{2.5}については、迅速に情報提供を行っていきます。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

平成 27 年度末での到達目標

人権啓発・教育が推進され、県民一人ひとりが、人権に対する理解と認識を深めるとともに、人権尊重の視点に立ったまちづくりに主体的に取り組んでいます。

また、差別や人権侵害等に対する人権相談体制等が整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成できませんでしたが、活動指標 4 項目中 1 項目で目標を達成し、県民指標および活動指標 2 項目で目標の 90% を超える実績であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度		24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	24.9%	27.0% 26.7%	0.99	29.0%	33.0%	

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターおよび啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合
25 年度目標値の考え方	県内における人権教育・啓発の推進や相談体制の充実等を図ることにより、人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合を、4 年間で 8% 程度増加させることをめざしていることから、平成 25 年度の目標値を 29.0% と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21101 人権が尊重されるまちづくりの推進（環境生活部）	地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数	903 人	950 人 881 人	0.93	1,000 人	1,040 人
21102 人権啓発の推進（環境生活部）	人権イベント・講座等の参加者数	38,649 人	39,500 人 40,247 人	1.00	40,000 人	41,000 人

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21103 人権教育の推進 (教育委員会)	人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合		55.0%	未確定	60.0%	70.0%
		41.2%	集計中			
21104 人権擁護の推進 (環境生活部)	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数		1,050人	0.94	1,100人	1,200人
		994人	990人			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	818	646	674		
概算人件費		514			
(配置人員)		(57人)			

平成 24 年度 of 取組概要

- ・「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(平成 23 年 3 月策定)に基づく取組の進捗管理及び年次報告の作成と公表、人権問題に関する県民意識調査の実施
- ・人権が尊重されるまちづくりの普及、取組の推進を目的とした研修会等への講師等の派遣(講師派遣件数 23 件、参加者数 881 人)
- ・市町が設置する隣保館が、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして生活上の各種相談事業、人権問題の解決のための各種事業を総合的に実施できることを目的とした隣保館職員への人材育成支援及び事業費の一部補助
- ・各種媒体を活用した広報や感性に訴える啓発、及び参加型啓発等、幅広い年齢層に対応した多様な手法を活用した人権を身近に感じてもらうための啓発活動の実施(人権メッセージ・人権フォトコンテスト・人権ポスターの募集、スポーツ組織(伊賀FCくノ一)と連携した啓発イベント、テレビスポットの放映、ラッピングバスの運行、県民人権講座の開催(5講座)、ミニ人権大学講座・トップセミナー等の開催、商業施設等での啓発活動など)
- ・「三重県人権教育基本方針」に基づく、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的行動ができる力」を育むための、教育活動全体を通じた取組の推進(人権学習教材等の活用のための連続講座の実施、小中学校及び県立学校の管理職等を対象とした人権教育研修会の開催、人権教育に係る実践研究の公開・報告集の発行、人権教育推進協議会の活性化など)
- ・人権センターの人権相談窓口における相談対応(相談件数 921 件、弁護士による法律相談月 2 回、臨床心理士によるカウンセリング月 1 回実施)。人権相談に関わる人材の育成支援を目的とした、県内各種相談機関の相談員を対象とするスキルアップ講座の開催(16 講座、参加者数 990 名)、及び相談員相互のネットワーク形成のための支援(人権に関わる相談員の交流会 2 回開催)
- ・インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリング活動の実施と、モニタリング活動が各地域で展開されることを目的としたネットモニターリーダー養成講座の開催(3 回開催、参加者数 49 人)

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・地域においてさまざまな主体により人権に関わる自主的な取組が展開されており、人びとの人権意識は高まりつつありますが、平成 24 年中に津地方法務局管内で 585 件の人権侵犯事件が発生し、かつ増加傾向にあるなど、偏見等による差別や人権侵害は未だに発生している状況です。このため、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいた人権施策の着実な推進が必要です。
- ・県民一人ひとりが人権意識を高めるとともに、地域社会のあらゆる活動が人権尊重の視点から行われていくよう、人権が尊重されるまちづくりの普及、取組の推進が重要です。
- ・市町が設置する隣保館を交流拠点として、地域住民への福祉の向上、人権啓発の充実、地域交流の促進が図られました。引き続き、支援を行っていく必要があります。
- ・県人権センターを拠点として、各種人権啓発活動をさまざまな手法を工夫して実施しましたが、単なる知識の習得に留まることなく、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していけることを目標として、より効率的、効果的に推進していく必要があります。
- ・人権の大切さについて一定の理解が図られてきましたが、一方では、今もなお子どもたちの生活の中で差別やいじめなどの人権に関わる問題が発生しています。そのような課題を解決するためには、学校・家庭・地域が一体となった人権教育を推進する必要があります。また、地域の実情に応じた特色ある人権教育の取組を市町教育委員会が展開できるよう、引き続き支援していく必要があります。
- ・県人権センターにおいて人権相談に対応しましたが、その内容は多様化・複雑化してきています。速やかな問題解決には、県だけでなく各相談機関がその機能を充実させるとともに、相互に連携強化を図っていけるよう環境づくりを推進していく必要があります。
- ・インターネット上の差別的な書込み等に対して、さまざまな主体によりモニタリング活動や削除対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動が展開されるよう支援していく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、全庁的な調整と進捗管理を行うとともに、年次報告を作成・公表し、さまざまな主体への情報発信を行います。また、平成 24 年度に実施した人権問題に関する県民意識調査で得られたデータを詳細に分析し、人権教育・啓発等の施策に活用します。
- ・人権が尊重されるまちづくりが県内全域で進められるよう、講師派遣等の支援地域や団体等の拡大を図るとともに、人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体等に対して、そのニーズに応じた助言や研修等の支援を行います。
- ・市町が設置する隣保館に対して引き続き支援を行い、同和問題をはじめとする人権課題の解決に向けた環境づくりを進めます。
- ・人権啓発の実施にあたっては、対象者や目的を明確にし、最適な啓発手法を工夫しながら、より効率的、効果的な人権啓発を実施します。具体的には人権メッセージ、ポスターの募集といった県民参加型の啓発や、スポーツ組織と連携した啓発イベント等あらゆる世代が親しめる啓発活動、テレビ・ラジオでのスポット啓発といった感性に訴える啓発とともに、県内各地の商業施設等において啓発活動を行う移動人権啓発事業を実施するなど、誰もが人権を身近に感じてもらうためのさまざまな取組を展開します。また、地域の特性を踏まえ、虐待やインターネット上の人権問題といった人びとの関心が高い課題等をテーマとして取り上げるなど、県民の皆さんの理解がより深まるよう工夫していきます。

- ・人権教育の推進にあたっては、学校だけでなく、保護者や地域住民等が一体となって取り組む仕組みを構築し、子どもたちを取り巻く差別やいじめなど人権に関わる問題の解決や未然防止を図るなど、さまざまな取組を総合的かつ効果的に実施します。
- ・人権に関わる相談員の資質向上を図るとともに、相談員相互のネットワーク形成を進めるため、各種相談事業に従事する相談員を対象としたスキルアップ講座や相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供します。
- ・インターネット上の差別的書き込み等に対応するため、引き続きモニタリング活動を実施するとともに、地域においてモニタリング活動を指導する人材の育成支援として、ネットモニターリーダー養成講座を開催します。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 次長 伊藤 久美子 電話：059-224-2468】

- ・本年度に実施する人権問題に関する県民意識調査の詳細分析を通じて、県民の人権意識をしっかりと把握することにより、課題に対応した人権教育・啓発等が実施していけるよう力を注ぎます。
- ・県民一人ひとりが、人権課題を自らの問題として考え行動に移していくことができることを目標に、県人権センターを拠点として、人権教育・啓発を実施するとともに、地域のあらゆる活動が人権尊重の視点から行われるよう、人権が尊重されるまちづくりの推進に力点を置いて取り組みます。
- ・人権啓発行事等に参加する機会が少ない県民に対して、人権について考えてもらうきっかけづくりの場を提供できるよう、商業施設等に出向いて行う移動人権啓発に力を注ぎます。
- ・複雑化、多様化する人権相談に対応していくには、各相談員が専門的知識だけでなく人権課題に関する幅広い知識の習得と、相談窓口相互の連携が必要です。そのため、県人権センターを拠点として、県内の各種相談機関の相談員を対象としたスキルアップ講座等を開催し、県全体の人権相談への対応力の向上に力を注ぎます。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは、男女が、対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。

平成 27 年度末での到達目標

男女共同参画意識の普及が進み、行政や企業、各種団体等において男女が対等な構成員として、政策や方針の決定過程に共に参画し活動する社会づくりが進展しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標を達成できませんでしたが、活動指標は4項目中3項目で目標を達成していることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	13.9%	15.0% 11.5%	0.77	15.0%	18.0%

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思いますか」という設問に対して、「平等である」と回答した人の割合
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標値を達成できなかったため、その目標値 15.0%を再度めざすこととしました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21201 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進（環境生活部）	県・市町の審議会等における女性委員の登用率	24.7%	25.7% 25.1%	0.98	26.7%	28.7%
21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進（環境生活部）	男女共同参画フォーラムの男性参加率	23.5%	30.0% 42.2%	1.00	43.0%	45.0%
21203 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進（環境生活部）	女性の能力発揮促進のため、積極的な取組を行っている企業等の割合	23.6%	24.6% 27.9%	1.00	27.0%	27.0%

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21204 性別に基づく暴力等への取組（健康福祉部）	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発箇所数		15か所	1.00	18か所	24か所
		12か所	15か所			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	205	164	131		
概算人件費		189			
(配置人員)		(21人)			

平成24年度の取組概要

- ・庁内各部局へ、県附属機関等の委員への積極的な女性登用、及び「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に沿った男女共同参画施策の推進を要請
- ・三重県男女共同参画審議会による、県の男女共同参画施策の実施状況に対する評価を実施
- ・男女共同参画施策の実施状況に係る年次報告を作成し、議会に報告。ホームページで県民に公表
- ・市町担当職員を対象とした研修会（4回）等により、情報共有や連携・支援を図るとともに、審議会等への女性登用の働きかけを実施。基本計画未策定の町を訪問等して策定を促進
- ・男女共同参画を推進する団体と協働して、「意思決定の場への女性の参画を促進するための事業」を四日市市、亀山市、伊賀市、伊勢市、志摩市の5市で実施
- ・三重県男女共同参画センター（「フレンテみえ」）において、講座・セミナーの開催、研修講師の派遣、フォーラムの開催、情報誌の発行等により、男女共同参画意識を普及（男女共同参画センター主催事業の参加者数 21,919人）
- ・女性の就労を支援するために、県内4か所（四日市市、津市、伊賀市、伊勢市）で定期就労相談や再就職準備ぶちセミナー等を開催したほか、母子家庭の母親等を対象とするパソコン講座等、キャリア再形成のためのセミナー等を開催（定期就労相談：相談件数 426件、開設日数 136日）
- ・企業等に対して、女性の就労継続や育児休業からのスムーズな職場復帰に関する診断・アドバイスを実施（実施数 7企業等）。また、育児休業中の女性等に対して、職場復帰前に考えておくべきことなどをアドバイスするセミナーを開催（参加者 延べ 49人）
- ・男女共同参画推進サポーター（31名）が、自身の身の回りで個性を生かした情報発信を行うなど地域に根ざした活動を展開し、各地域の男女共同参画を推進（活動件数 811件）
- ・性別に基づく暴力等の防止のため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に街頭啓発を実施（13か所）するとともに、ドメスティック・バイオレンス（DV）*防止の啓発セミナーを開催（2か所）
- ・カード型DV相談機関一覧を作成し、公共施設等の他、県内コンビニエンスストアやショッピングセンター等に配置して、相談・支援体制の周知を実施（490か所）
- ・DV被害者に対する相談・保護・自立支援を実施（相談件数 1,333件）
- ・デートDV防止について、高校生等若者を対象にデートDV防止の出前講座（29回）を実施したほか、県立高校（全日制）の全生徒に啓発資料を配布

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・政策や方針の決定過程への女性の参画水準は依然として低く、未だ十分とはいえない状況ですが、県・市町の審議会等への女性委員の登用率が 25.1%となるなど女性の参画は徐々に進んでいます。県の男女共同参画施策が「第 2 次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」に沿って、より一層進められるよう、さらに各部局に働きかけていく必要があります。
- ・市町においては、基本計画等を策定した市町は 3 町増えて 14 市 12 町になりました。残る 3 町において策定が進むよう支援するとともに、各市町の基本計画に基づき男女共同参画が進むよう支援していく必要があります。
- ・三重県男女共同参画センターが実施する各種の事業により、広く男女共同参画意識の普及が図れましたが、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っています。男女共同参画への一層の理解促進、意識浸透のためには、これまで男女共同参画センターが実施する事業に関心の低かった男性、若年層、企業等に働きかける必要があります。
- ・定期相談や講座・セミナー等により女性の就労支援を行った結果、相談者の不安払拭、基礎知識や基礎的技能の獲得、意欲の向上等を図ることができたとともに、就労を考える女性が多く潜在している実態を確認できました。定期相談については、県内全体をカバーしていく方法についての検討が必要です。
- ・企業等における女性の就労継続の取組について診断・アドバイスを行った結果、それぞれの企業等で新たな制度の構築や運営方法の見直しが行われ、女性の活躍や就労継続に関する職場の理解も高まりました。今回の企業等の事例を、広く他の企業等の取組につなげていく必要があります。
- ・養成したサポーターの地域に根ざした活動により、草の根レベルで男女共同参画意識の普及が進みました。平成 15 年度から 5 期 10 年にわたる取組で、約 200 名の人材を養成できたこと等から事業を終了しますが、引き続き、養成した人材が地域のさまざまな主体と連携して、地域における男女共同参画への理解促進や意識浸透のための活動を展開し、男女共同参画を推進していくことが必要です。
- ・DVをはじめとする女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題であるとの認識の周知や相談・支援体制の周知が図られるとともに、DV被害者の保護と自立支援を行うことができました。DV被害者支援については、市町との役割分担を明確にするるとともに、相談窓口を明確にするため、配偶者暴力相談支援センターの市町設置を進める必要があります。
- ・平成 25 年度に最終計画年度を迎える「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」について、DV被害者の相談状況をみると、県内の女性相談件数は増加していますが、平成 23 年度に実施した内閣府の実態調査では約半数のDV被害者は「誰にも相談していない」という状況です。現計画の進捗状況や課題を検証したうえで、次期計画の策定を行う必要があります。
- ・デートDV防止について、高校生等若者に広く啓発することができました。今後も、高校生等を中心とする若年層への啓発が必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・男女共同参画への理解が一層深まり、性別に関わらず能力を発揮して積極的に社会参画できる社会づくりが進展するよう、「第一期実施計画」をふまえ各施策を実施していきます。
- ・三重県男女共同参画審議会による各部局の男女共同参画施策の実施状況の聴取や、庁内推進組織の活用などにより、県附属機関等の委員への女性登用及び男女共同参画施策の総合的・効果的な推進を図るとともに、市町や関係機関等と連携して企業、地域における男女共同参画を進めます。
- ・市町担当職員研修会等の開催により情報共有や連携を図り、各市町の基本計画の推進や基本計画の

策定について支援していきます。

- ・男女共同参画に関する意識の普及を図るために、三重県男女共同参画センターで実施する講座・セミナー等のさまざまな事業について、新規参加者の増加に向けて、対象者、企画内容、開催日時の設定、周知方法等に一層の創意工夫を図ります。
- ・女性の就労支援については、雇用経済部に移管して企業や関係機関等とのネットワーク等を生かし、再就職支援や就労継続支援を効率的・効果的に実施します。
- ・男女共同参画サポーター事業で養成したサポーター等が、引き続き主体的に地域のさまざまな主体と連携して男女共同参画推進の活動を展開できるよう支援していきます。
- ・性別に基づく暴力等の防止について、街頭啓発やセミナーを実施し、広く県民への啓発を進めるとともに、相談・支援体制を周知します。また、市町や民間団体と連携し、被害者相談・保護・自立支援等の充実を図ります。
- ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の計画期間が25年度で終了することから、計画の進捗状況や課題を検証し、計画の見直しを行います。

特に注力するポイント(平成25年度)【環境生活部 次長 伊藤久美子 電話:059-224-2468】

- ・今年度9月に実施される三重県男女共同参画審議会による知事への提言も効果的に活用しながら、他部との連携を図り、総合的に男女共同参画施策を進めていきます。特に、女性の社会参画に向けた女性の就労、働く場での女性の活躍促進等については雇用経済部と、男女共同参画社会の実現を阻害するDVをはじめとした女性に対する暴力の防止については健康福祉部と、それぞれ連携を深めて啓発に取り組んでいきます。
- ・三重県男女共同参画センターとの連携を強化し、各種の講座・イベント等により男女共同参画意識の効果的な普及を進めるとともに、これまで十分にアプローチができていなかった男性、若年層、企業等に対して働きかけていきます。特に、地域リーダー養成講座等による人材育成や男女共同参画フォーラム等による企業等への働きかけを行います。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生社会づくりに取り組むことにより、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会の一員として安心して快適に暮らしています。

平成 27 年度末での到達目標

外国人住民が抱える教育、就労などの生活課題の解決に向け、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携し、それぞれが役割、取組方向を理解して、外国人住民が地域社会に参画しやすい環境づくりを進めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標とも目標を達成していますが、災害時の支援などについて取組を強化する必要があることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
多文化共生に取り組む団体数	/	160 団体	1.00	175 団体	200 団体
	146 団体	161 団体		/	/

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は、多文化共生啓発事業等に、さまざまな主体と協働で取り組んだ結果、目標値を達成しました。このため、平成 27 年度の目標に向けて目標値を 175 団体と設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21301 外国人住民との円滑なコミュニケーション支援（環境生活部）	日本語指導ボランティア数	/	670 人	1.00	680 人	700 人
		655 人	671 人		/	/
21302 外国人住民の地域社会参画支援（環境生活部）	セミナー、ボランティア研修等参加者数	/	350 人	1.00	400 人	500 人
		279 人	383 人		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	202	167	193		
概算人件費		81			
(配置人員)		(9 人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・ 多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語）で防災等生活に必要な情報を提供、自治会やPTAの仕組み等を映像で提供
- ・ 日本語指導ボランティア研修の開催（紀北町、伊賀市）
- ・ 外国人住民向け防災セミナー、災害時外国人サポーター研修の開催（参加者 147 名）
- ・ 多言語での外国人住民相談窓口の設置や専門家による相談会（7 回）・出前セミナー（8 回）開催、医療通訳ボランティア養成研修（6 回）を実施
- ・ 市町教育委員会等と連携して、外国人の先輩の成功例を紹介するキャリアガイドDVDの普及活動を展開
- ・ NPO、経済団体、市等が参画する実行委員会を立ち上げ、多文化共生イベントを実施（平成 24 年 11 月 2 日～4 日 参加者 約 20,000 名）
- ・ 小中学校等に対し、外国人児童生徒巡回相談員（12 名）及び外国人児童生徒教育コーディネーター（4 名）を派遣
- ・ 電話等による教育相談に対応する外国人児童生徒教育専門員（1 名）を教育委員会事務局に配置
- ・ 飯野高校に外国人生徒支援専門員（1 名）及び日本語支援員（2 名）を配置し、課外授業等による適応指導や生徒の進路指導、日本語指導、保護者対象の教育相談等を実施
- ・ 日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム（JSLカリキュラム*）についての実践研究を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・ 多言語ホームページでは、市町、自治組織、学校等からの意見を踏まえ、自治会やPTAの仕組み等を紹介する情報を映像で提供しましたが、今後もニーズを踏まえた情報提供を行うとともに、ホームページ閲覧者を増やしていく必要があります。
- ・ 紀北町で日本語指導ボランティア研修を実施したところ、地域の気運が高まり、日本語教室が開設されました。日本語教室の活動の活性化のためには、団体間の連携を図る必要があります。
- ・ 多言語での外国人住民相談窓口を設置するとともに、専門家による相談会・出前セミナーの開催、医療通訳の育成等により、外国人住民の抱える多様な課題に対応しました。県内で医療通訳が常駐している医療機関は、三重大学附属病院のみであることから、外国人住民の集住する地域の医療機関を中心に医療通訳の配置を促進するよう働きかけていくことが必要です。
- ・ 外国人住民向け防災セミナー及び災害時外国人サポーター研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、外国人とサポーターが合同で実践的な研修を行うとともに、新たな取組として、県の総合防災訓練の中で、外国人被災者を想定した避難所運営訓練を実施しました。今後は、外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境をつくる必要があります。また、大規模災害時には、NPO等の中核的支援機関をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要があります。

- ・ キャリアガイドの普及啓発では、県内9か所で約4,000人の民生委員・児童委員を対象とする研修会の実施をはじめとして、進路ガイダンスにおいて、キャリアガイドDVDを上映し、外国人住民の状況について説明を行いました。民生委員・児童委員だけでなく、さまざまな主体の協力のもと、外国人住民を支援する裾野を地域で広げていく必要があります。
- ・ 多文化共生啓発イベントの実施にあたり、初めての試みとして、民間のイベントと同時開催するとともに、NPO、経済団体、市等が参画する実行委員会形式で実施しました。その結果、さまざまな主体との連携が広がり、多文化共生についての意識啓発の取組が進みました。しかしながら、意識については未だ高いとは言えず、多文化共生社会づくりに向けての啓発が必要なことから、今まで関わりのあまりなかった団体等の主体的な参画を促し、取組を広げる必要があります。
- ・ 小中学校に関しては、就学支援の体制が充実し、初期適応指導教室*での個に応じた指導、外国人児童生徒巡回相談員や外国人児童生徒教育コーディネーターの派遣により、生活言語の習得や学校生活への円滑な適応が図られました。また、JSLカリキュラムの三重県モデルの作成について、平成24年度は、「外国人児童生徒の教科指導研究推進会議」において作成方針、作成計画等を策定するとともに、国語、算数・数学を中心に指導事例を収集し、三重県モデルの作成に向けた検討を進めました。
- ・ 高等学校においては、日本語支援員や日本語補助員、外国人生徒支援専門員を配置し、日本語指導体制の充実を図りました。また、JSLカリキュラムを踏まえた授業改善に向け研究を行い、国語、英語などの一部の教科において学習指導案に係る事例を収集しました。今後は、JSLカリキュラム研修会において指導事例を更に収集し、三重県モデルの作成に向け研究を深めていく必要があります。

平成25年度の改善のポイントと取組方向

- ・ ホームページの閲覧者を増やすため、ニーズの高い内容を取り上げていきます。
- ・ 日本語教室間の連携が図れるようネットワークを強化するとともに、日本語指導ボランティアが外国人住民と地域をつなぐコーディネーターの役割を果たせるよう研修を充実します。
- ・ 医療通訳については、これまでの通訳派遣に加え、医療機関へモデル的に通訳を配置し、その効果について検証します。
- ・ 外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境づくりに注力します。大規模災害時に設置する「みえ災害時多言語支援センター」が円滑に運営できるよう、人材育成や図上訓練に取り組むとともにさまざまな主体とのネットワークの拡充を図ります。
- ・ 外国人住民を支援する具体的な取組につながるよう、地域における支援の担い手を対象とした研修会や進路ガイダンス等でキャリアガイドの普及啓発を行います。
- ・ 多文化共生啓発イベントについては、さまざまな主体が企画段階から参画した実行委員会形式で引き続き実施する予定ですが、大学等との新たな連携を試行するなど、主体的活動の拡大を図ります。
- ・ 小中学校における外国人児童生徒の就学相談や初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援します。また、高等学校では、日本語運用力を把握する方法や日本語指導についての研究を進めるとともに、中学校、地域と連携した日本語指導体制の充実を図ります。
- ・ JSLカリキュラムの三重県モデルの作成に向け、昨年度に引き続き、指導事例を収集するとともに、それらの実践をとおして、県内の多くの学校で活用しやすいものとし、外国人児童生徒の日本語で学ぶ力の育成と社会的自立につなげていきます。

特に注力するポイント(平成 25 年度)【環境生活部 次長 伊藤久美子 電話:059-224-2468】

- ・ 外国人が利用する機会が多い医療機関に医療通訳の配置が進むよう、医療通訳の育成を進めるとともに、医療機関との関係構築に努めます。
- ・ 「みえ災害時多言語支援センター」の運営が円滑に行えるよう、図上訓練やコーディネーターとなれる人材の育成に取り組むとともに、新たに防災関係団体や外国人と直接接している日本語教室等との連携の強化を図ります。

施策 2 1 4

NPOの参画による「協創」の社会づくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、自らを社会の担い手であると認識し、NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）に対する理解を深め、さまざまな手段によりNPO活動に参画するとともに、NPOは社会づくりの主要な担い手として自立した活動を展開し、さまざまな主体と力を合わせ、地域の諸課題に取り組んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんや企業等から、NPO活動に必要な資源（資金、人材、情報など）が提供される仕組みが強化され、NPOが自立して活動する環境が整備されています。

また、NPOとさまざまな主体がめざす姿を共有するとともに、お互いに力を合わせて社会づくりを進めていくための体制が整備されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	C (あまり進まなかった)	判断理由	NPO法人の条例指定制度の導入に向けた準備や、「新しい公共」のヒント集の策定等NPOが自立して活動するための環境整備が進みましたが、県民指標と1つの活動指標で目標を達成できなかったことから、「あまり進まなかった」と判断しました。
----------	------------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
NPO・ボランティア・市民活動に参加している住民の割合	/	12.5%	0.62	12.5%	20.0%
	9.5%	7.7%		/	/

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	e-モニターによるアンケートにおいて、NPO・ボランティア、市民活動への参加状況について「参加している」と答えた人の割合
25 年度目標値の考え方	平成 24 年度は目標を達成できなかったため、その目標値 12.5%を再度めざすこととしました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21401 県民の社会参画活動への支援(環境生活部)	NPO法人に対する寄付金総額	/	140,000 千円 (23 年)	1.00	160,000 千円 (24 年)	200,000 千円 (26 年)
		124,938 千円 (22 年)	152,088 千円 (23 年)		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
21402 NPOが活発に活動できる環境の充実（環境生活部）	認定NPO法人数		5法人	0.60	10法人	30法人
		1法人	3法人			
21403 NPOとさまざまな主体との「協創」の推進（環境生活部）	NPOと県の連携・協働事業数		65事業	1.00	67事業	75事業
		58事業	65事業			

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	308	227	104		
概算人件費		63			
（配置人員）		（7人）			

平成24年度の取組概要

- ・NPO法人の信頼性の向上と財政基盤の強化を目的としたNPO法の改正に伴う認証・認定事務等を新たに行うとともに、従来からの認証、相談、法人の会計事務支援、情報管理等を実施（認証59件、解散等25件、法に基づく認定累計3件）
- ・NPO法人の活動基盤の強化を図り、地域における活動を促進するため、「特定非営利活動法人の指定の基準及び手続等に関する条例（仮称）」の素案とりまとめを実施
- ・「新しい公共推進指針」（仮称）策定事業については、議論の過程での各主体間の交流が進み、協創の必要性の認識が深まり、さまざまな議論の末、「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集」（以下「ヒント集」という）を策定（円卓会議計4回、地域円卓会議8地域で各3回）また、NPOの活動基盤整備については、顔の見える基金としての市民ファンドの設立や特色あるコンセプトの情報誌やITラジオ等による情報発信などの事業を実施（8地域9事業）
- ・NPO等からの協働事業提案として、NPO、地域住民、企業、行政などさまざまな主体が協働しながら、地域の諸課題の解決に取り組む企画を募集し、23年度採択分と合わせて実施（新たに6件を採択し、11件の協働事業）
- ・県内におけるNPOと企業の連携・協働の実態や課題等を把握・整理するために、県内のNPO・企業を対象とした調査を実施（回答企業754社の95%以上が「経営には地域との関係づくりが重要」と回答）。また、CSRの切り口からNPOと企業の協創を考えるセミナーを開催
- ・NPO、企業、行政などにおいて、協創の必要性を理解するとともに、協創の現場を充実したものにするスキルやノウハウを持つ人材育成の取組を推進（研修、セミナー等参加者数272人）
- ・ボランティア関係組織と連携して「みえ災害ボランティア支援センター」を運営し、東日本大震災支援活動を実施（平成25年3月までにボランティアバス63便に、延べ1,108人（うち平成24年度は27便、延べ480人）が参加し継続中）
- ・災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、災害支援活動を行う市町、社会福祉協議会、NPO等の中で平時からの顔の見える関係づくりが必要であるため、各主体の活動実態等にかかる基礎調査や、災害ボランティアセンターの立ち上げにかかる訓練を実施（訓練に49団体、104人が参加）

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・説明会等を通じて、法改正に伴う法人の事務手続の必要性については一定の理解が得られましたが、手続が済んでいないNPO法人に対して更なる周知が必要です。
- ・「特定非営利活動法人の指定の基準及び手続等に関する条例（仮称）」の素案をとりまとめましたが、条例を制定し、周知を図るとともに、認定NPO法人拡充に向けた制度として適切に運用していく必要があります。
- ・「ヒント集」の策定を通じて、NPOや地縁団体、企業等さまざまな主体の交流が進展しました。またNPOの活動基盤整備事業は、NPOの認知度、信用度等の向上に一定の成果を上げました。今後は、「ヒント集」を周知し実践を促すための取組を進めるとともに、基盤づくりの取組が継続されるよう、相談や情報提供などの支援を行う必要があります。
- ・協働事業提案に取り組む中で、NPOの視点から他の主体に協創の事業企画を提案し、一緒に取り組むことの必要性・有効性についての認識が広がりました。今後は、より多くの取組が生まれ、実践されるよう促すとともに、NPOの企画をより提案しやすくする仕組みを検討する必要があります。
- ・「NPOと企業の連携・協働実態調査」で、NPOと企業が連携・協働に取り組むうえでのニーズや課題（アドバイス機関の存在、具体的な事例紹介など）が明らかになりましたので、対応方法などを検討する必要があります。
- ・研修等を通じて、協創に携わる関係者のノウハウ・スキルの習得や、他セクターとの交流が進んでいます。その成果をより多くの協創の現場で生かす仕組みを検討する必要があります。
- ・「みえ災害ボランティア支援センター」では、岩手県山田町や本県への避難者に対する支援を行いました。
- ・「三重県災害ボランティア支援及び非営利活動促進基金」を財源とし、災害時に活動するNPOを支援する仕組みを構築しました。今後は、県民やNPO等へこの制度を周知し、理解を求めるとともに、NPOの参画や寄付の促進による財源の確保・充実を図っていく必要があります。
- ・市町における災害ボランティアセンターの設置や運営にかかる準備状況について調査した結果、運営マニュアルの未整備や訓練の不足等の課題が明らかになりました。研修・訓練を通して、関係機関に平時からの体制強化を進めるよう促していく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・改正NPO法の内容についてよりきめ細かな周知と指導、相談等を行います。
- ・NPO法人を条例指定する制度を構築し、適切に運用するとともに、認定NPO法人の拡充にむけて、制度の内容、基準、必要な手続等の周知に努めます。
- ・「ヒント集」を活用して、NPO法人、地縁団体、企業等を訪問し、考え方や掲載された事例の周知、活用についての意見交換等を行うことにより、各主体の実践を促進します。併せて、実践活動が各地域で一層広がるよう優秀事例の発表会や表彰を行います。
- ・NPOが他の主体に提案する協創の事業企画の質を高める支援や、パートナーを見つける支援を行うとともに、これまで運用してきた事業提案制度の検証などを進めます。
- ・NPOと企業の連携・協働を促進するために、平成 24 年度の調査で把握した先進的な事例の企業にヒアリングし、モデル事例として情報発信するとともに、「関心」を「実践」につなげるために助言等を行います。また、企業・NPO関係者とともに、今後必要な取組の検討などを行います。
- ・協創に活用できるスキル・ノウハウを研修するとともに、その成果を実際に現場で確認するなど、学びを実践につなげる仕組みづくりを行います。

- ・「みえ災害ボランティア支援センター」を平成25年12月まで設置し、9月末までボランティアバスによる東日本大震災の被災者・被災地支援を行うとともに、東日本大震災の教訓と支援の成果を生かして、県民の防災意識の向上とボランティア活動への参加促進に取り組みます。
- ・NPOに災害時の活動を支援する仕組みへの参画を促すとともに、災害時に備えた連携を強化します。また、県民や企業等への働きかけを行い、基金への寄付を促進していきます。
- ・市町や社会福祉協議会等との意見交換や訓練を通じ、災害ボランティアセンターの設置訓練やマニュアル作成を促進するとともに、災害時に備えたネットワーク構築や関係団体との連携の必要性についても理解を深めます。

特に注力するポイント（平成25年度）

【環境生活部 次長 伊藤 久美子 電話：059-224-2468】

- ・NPO法人の活動基盤強化と地域における活動の促進が図られるよう、認定NPO法人の拡充にむけて、条例の制定と制度の適切かつ円滑な運用に取り組みます。
- ・「ヒント集」の活用にあたっては、対話によって気づきを促し、活動の活発化につなげるため、県内全てのNPO法人（約600法人）を訪問します。
- ・これまでの被災者支援の活動が、今後は、地元の関係団体による主体的で持続的な取組につながるように、現地の体制づくりを支援します。また、東日本大震災の教訓や支援の経験を県内の関係者や県民へ周知するため、報告書を作成するとともに、防災意識の向上とボランティア・市民活動への参加を促すため、報告会を開催します。さらに、ボランティアバスの参加者は、県内で発災した場合に支援活動の中心的な役割を担うことが期待されるため、防災対策部等の関係部局と連携して、参加者のネットワークを生かし、県民の防災意識の向上に取り組みます。
- ・県内市町において災害ボランティアセンターの設置や運営が円滑に進むよう、基礎調査の結果を反映した意見交換会や研修を実施し、平時からマニュアルの作成やコーディネーターの養成を促進します。

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体がそれぞれの力を生かし、協力し合いながら三重の文化活動を支えており、県民の皆さんが多様な文化にふれ親しみ、文化活動への参加をとおした幅広い交流が行われるとともに、歴史的・文化的資産等が地域の誇りとして、大切に守り伝えられ、活用されています。

平成 27 年度末での到達目標

三重の文化や文化財が効果的に県内外へ情報発信されるとともに、それらを生かした取組が活発になり、県民の皆さんが、主体的に文化活動に参加・参画し、地域の魅力や価値を高めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および活動指標 3 項目中 2 項目で目標を達成できませんでしたが、いずれも目標の 90% を超える実績となっていること、幅広く文化にふれ親しむ環境づくりを進めることができたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
参加した文化活動に対する満足度	/	64.0%	0.99	64.0%	66.0%
	63.3%	63.2%		/	/

目標項目の説明と平成 25 年度目標値の考え方

目標項目の説明	三重県文化会館が実施した公演事業および歴史的・文化的資産を生かしたまちづくり事業などにおけるアンケート調査で、公演やイベントの内容について、「とても満足している」と回答した人の割合
25 年度目標値の考え方	文化交流ゾーンを構成する施設等の連携・協働によるイベントや効果的な情報発信などにより、平成 25 年度においては、満足度を 1% 程度向上させることをめざし、目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度		25 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数	/	1,210,000 人	0.98	1,230,000 人	1,360,000 人
		1,190,377 人	1,180,672 人		/	/
26101 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実（環境生活部）	文化芸術情報アクセス件数	/	70,000 件/月	0.93	75,000 件/月	100,000 件/月
		57,927 件/月	64,952 件/月		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26102 歴史的資産等の 発掘・保存・継承・活用 (教育委員会)	文化財情報アクセス件 数		16,700 件/月	1.00	16,800 件/月	17,000 件/月
		16,623 件/月	16,769 件/月			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,388	2,040	2,618		
概算人件費		703			
(配置人員)		(78人)			

平成 24 年度の取組概要

- ・文化交流ゾーン*を構成する施設等が所蔵する資料等を移動型の大型ディスプレイに表示する電子展示システム「大型ディスプレイ電子ミュージアム」を運用開始
- ・総合文化センターと新県立博物館の一体的な利用を促進するため、広場の整備を実施
- ・芸術性の高い音楽・舞台や美術、優れた生活文化などの文化活動の成果を発表する場として、県展、県民文化祭、音楽コンクールを総合的に行う「みえ文化芸術祭」を開催
- ・地域の文化団体が、文化振興を目的に自ら企画して行う活動に対し助成（38件）
- ・県民の文化芸術活動を顕彰する「三重県文化賞」を15人・団体に授与
- ・学校や文化団体などさまざまな主体と連携し、次世代を担う子どもたちを対象に、芸術や歴史など文化にふれ親しむアウトリーチ*事業を実施
- ・県ホームページ「三重の文化」の充実を図るとともに、メールマガジン、ツイッター、フェイスブックなどのツールによる情報発信の強化
- ・スマートフォン等に表示された絵地図等に現在地を表示して、町歩きを支援するアプリ「伊勢ぶらり」「四日市ぶらり」「伊賀ぶらり」等を提供
- ・俳句の創作を通じて地域に対する愛着を育み、三重の認知度を向上させるため、全国俳句募集「食の一句」を実施（応募総数 95,839句）
- ・歴史街道の活用やまちかど博物館の充実等、歴史的文化的資産を生かして地域住民が主体的に取り組むまちづくりを支援
- ・三重県史全30巻36冊のうち、資料編の古代中世と中世3および通史編の編さんを実施
- ・奈良県立万葉文化館、島根県立古代出雲歴史博物館および齋宮歴史博物館の文化交流に関する協定の締結
- ・「史跡齋宮跡東部整備基本計画書」に基づき、復元建物の実施設計および区画道路の舗装等の基盤整備を実施
- ・地域の貴重な文化財を守り伝え地域に活かしていくために、国指定等（29件）、県指定（8件）を新たに指定し、国・県指定等文化財の所有者等が行う保護事業に対し支援
- ・海女文化の基礎的な情報を収集するために、海女習俗基礎調査を平成22年度から継続して実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・近年の社会経済情勢の変化や、新県立博物館の整備の進捗など、取り巻く環境の変化をふまえ、幅広い視点から今後の文化行政のあり方を検討する必要があります。
- ・文化交流ゾーンの形成とその機能の発揮に向け、施設周辺の整備や多様な情報発信等の取組を進めました。各施設の連携を一層強化して相乗効果を高め、集積の効果を発揮するためには、各施設の運営のあり方を検討する必要があります。
- ・三重県総合文化センターは、県民のニーズに応える公演やワンストップサービスの充実などにより、利用率と満足度がともに高く、多くの方々から好評を得ました。今後も引き続き、来館者サービスの向上とリピーターの確保に努める必要があります。
- ・みえ文化芸術祭は3事業の一体的な開催により、入場者数の増加や来館者の満足度の向上などの効果があり、また、県展移動展は遠隔地域の方にも美術作品に親しんでいただけることから大変好評を得ました。今後もより多くの県民に親しまれる文化芸術の祭典を実施する必要があります。
- ・歴史街道やまちかど博物館は、地域の自主的な活動として定着しつつあり、県の役割として一定の成果を上げることができました。今後は、住民主体の取組をより活性化・定着させていく必要があります。また、地域住民をはじめ、より多くの人々が地域の資産を活用していただけるようさらなるPRも必要です。
- ・国史跡斎宮跡では、史跡東部整備事業を契機に、地元明和町の「斎宮跡を核としたまちづくり」の取組の機運が高まってきており、今後、観光振興等地域の活性化に資するよう、史跡全体の利活用を町、地元団体と協力して進めていく必要があります。
- ・文化財保護を進めるためには、多くの県民が文化財について学習し、親しみ、その価値を理解することが大切で、活用の取組においても、次代を担う子どもたちや生涯学習に着目した取組が必要となります。また、地域を中心としたさまざまな主体が参画して文化財を守り、活かしていく取組が求められています。
- ・昨年度までに実施した海女習俗基礎調査と今年度から実施している詳細調査の結果をもとに、文化財としての価値を明らかにする必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・県の果たすべき役割や文化交流ゾーンのあり方を明確にしつつ、外部の意見も幅広く取り入れながら、新たな文化振興方針を策定します。
- ・文化交流ゾーンの形成に向け、各施設が有する歴史的・文化的資産等の情報を一元的に管理する「統合型」デジタルアーカイブの構築や連絡ブリッジを整備するなどの環境整備を進めます。
- ・20年に一度の式年遷宮の機会をとらえ、文化交流ゾーンを構成する施設等が「伊勢」をテーマにさまざまな取組を行うなど、各施設の連携強化に取り組みます。また、施設の運営のあり方を検討します。
- ・三重県総合文化センターについては、施設の適切な維持と有効活用を図るとともに、質の高い文化芸術公演の実施、アウトリーチ活動等による文化・芸術の普及・人材育成などを進めます。
- ・みえ文化芸術祭は、有識者や関係団体等の意見を聴きながら、より効果的な運営方法を検討し、さらに参加者の増加と満足度の向上を図ります。
- ・県民の皆さんが、愛着や誇りをもって地域づくりの活動が行えるよう、地域の語り部や専門家等と連携しながら、まちかど博物館や歴史街道等の地域の資産を活用できる環境づくりを進めます。
- ・国史跡斎宮跡について、史跡の保存と活用のための計画的・継続的な発掘調査を進めるとともに、地域と連携・協働しながら、史跡全体の活発な利活用と情報発信の強化に取り組みます。

- ・ 県民の皆さんが文化財の魅力を知り、地域の誇りとして大切に守り伝えていくため、県内の重要な文化財の調査を行い、国・県の指定等を行ったうえで、適切な保存・継承を図るとともに、学校での郷土教育や地域での文化財を活用した取組を支援します。
- ・ 海女習俗基礎調査の結果をもとに、引き続き、調査の対象を絞ったうえで詳細調査を実施し、海女文化の文化財としての価値を明らかにするとともに、県文化財として指定できるよう取り組み、さらに、ユネスコ無形文化遺産の前提条件となる国文化財指定に向けて、年次的・計画的に進めます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 副部長 田中 功 電話：059-224-2620】

- ・ 文化審議会や県民の意識調査など、外部の意見も幅広く取り入れながら、新たな文化振興方針を策定します。
- ・ 文化交流ゾーンを構成する施設等が、さまざまな主体と連携・協働し、「伊勢」をテーマとしたシンポジウム、展覧会、講座、演劇などの取組を夏から秋にかけて集中的に実施します。
- ・ 文化交流ゾーンを構成する各施設の連携を一層強化し、文化交流ゾーンの魅力や価値を高めるために施設の運営のあり方を検討します。
- ・ 国史跡齋宮跡東部整備については、平安時代の齋宮が体感できるよう、平成 26 年度の完成をめざして、東部整備基本計画に基づき、3 棟の復元建物の建築工事を行います。また、整備後の史跡全体の利活用を地域と連携・協働しながら検討します。
- ・ 県内にある身近な文化財（鳥羽・志摩地域の海女習俗）について、その価値を再発見するため引き続き調査を進めるとともに、平成 25 年 5 月に保護団体を設立し、年度内には県文化財に指定されるよう取組を進めます。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えることができる学びの場や機会が、さまざまな主体の力を合わせた活動により数多く生み出され、県民の皆さんが楽しく学びながら、自らの知識や経験を生かして積極的に活動しています。

平成27年度末での到達目標

これまで自己の関心やライフスタイルにあった学習機会を得られなかった県民の皆さんが、容易に自己のニーズにあった学習情報を得ることができ、気軽に学びの場や機会を利用しています。

また、これまで学習活動を行ってきた県民の皆さんも、より高度な知識や技術を習得し、学んだ成果を生かす機会を得ています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標および3項目中1項目の活動指標で目標を達成できませんでしたが、いずれも目標の90%を超える実績となっていること、県民の皆さんが生涯学習を行ううえでの環境整備を進めることができたことから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
参加した学習活動に対する満足度	/	72.0%	0.99	74.0%	77.0%
	70.2%	71.8%		/	/

目標項目の説明と平成25年度目標値の考え方

目標項目の説明	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターが実施した展覧会、講座・セミナーにおけるアンケート調査で、講座の内容等について、「満足している」と回答した人の割合
25年度目標値の考え方	新県立博物館の開館1年前イベントの実施やさまざまな学習機会を提供することなどにより、平成25年度においては、満足度を2%程度向上させることをめざし目標値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	県立生涯学習施設の利用者数	/	655,000 人	1.00	667,000 人	855,000 人
		636,972 人	700,446 人		/	/
26201 学びあう場の充実（環境生活部）	「協創」による博物館づくりへの参画者数	/	330 人	0.98	350 人	550 人
		286 人	324 人		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
26202 地域と連携した 社会教育の推進（教育委 員会）	社会教育関係者ネット ワーク会議への参加者 数		110人	1.00	140人	210人
		72人	132人			

（単位：百万円）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,321	6,212	2,244		
概算人件費		676			
（配置人員）		（75人）			

平成 24 年度の取組概要

- ・新県立博物館は、建築及び展示に係る工事を進めるとともに、収蔵資料の適切な保全や整理など新県立博物館での活用に向けた準備を実施
- ・県民の皆さんや幅広い分野からの意見をもとに博物館活動や運営の仕組みづくりを進めるため、「みんなで作る博物館会議」や有識者で構成する「経営向上懇話会（2回開催）」を実施
- ・移動展示、各種講座等の実施や、サポートスタッフ活動の促進等を通じて、新県立博物館の魅力を発信したほか、開館に向けた参加型プロジェクトである「MMM（みえ マイ ミュージアム）プロジェクト」を実施
- ・県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づく取組を着実に進めるとともに、図書館情報ネットワーク（MILAI）を活用した目録検索やオンライン予約サービスを安定的に運用
- ・県立美術館の開館 30 周年を記念して、企画展「蕭白ショック！！曾我蕭白と京の画家たち」展と「KATAGAMI Style 世界が恋した日本のデザイン」展を実施するとともに、子ども向けワークショップ等の教育普及活動を実施
- ・斎宮歴史博物館は、特別展「暦と怪異ー不安な日々の平安貴族ー」や企画展「斎宮・温故知新」等を実施し活動成果を広く紹介するとともに、地元小学校への出前授業（16回）や外部への講師派遣（30回）のほか、他地域での広報活動や関係団体との協働による地域交流イベントを実施
- ・生涯学習センターは、県内外の高等教育機関と連携した「みえアカデミックセミナー」やさまざまな主体と連携した「まなびいすとセミナー」に加え、新たに県内博物館と連携して「見る 知る 巡る！ミュージアムセミナー」を開催するなど多様な学習機会を提供
- ・「社会教育委員の制度を活かした社会教育の振興について」をテーマとして、三重県社会教育委員の会議を開催（3回開催）
- ・各市町社会教育主事等行政職員、社会教育委員等を対象に研修及び県内各地における情報交換を実施
- ・市町図書館職員や行政職員、読書ボランティア、保護者等を対象にした読書に係る講演会や研修会を実施するとともに、小中学校図書館における環境整備推進員を配置するなど、公立図書館や学校図書館を充実させることによる子どもの読書活動を促進

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・新県立博物館の開館に向けては、参加型のMMM（みえマイミュージアム）プロジェクトや民間企業等との連携にも取り組み始めるなど、協創と連携は進んできていますが、今後は、効果的かつ効率的な活動と運営のための組織や仕組みを検討し、整備していく必要があります。
- ・県立図書館は、改革実行計画「明日の県立図書館」に基づく取組を着実に進めており、NPO 法人知的資源イニシアティブ(IRI)が授与する「Library of the Year (ライブラリー・オブ・ザ・イヤー)*」の優秀賞を受賞しました。今後も、改革実行計画に基づき、さらに取組を進める必要があります。
- ・県立美術館は、開館 30 周年記念事業として三重県にゆかりのある企画展を開催するなどにより、幅広い年齢層の方々に来館していただきました。引き続き、所蔵品等の一層の活用を図りながら多様な県民の関心に応えることができる展示、普及活動に取り組む必要があります。
- ・斎宮歴史博物館では、入館者数は前年度に比べ 6.5%増加しており、また、歴史講座・古典文学講座とも定員以上の応募がありました。今後さらに集客力を向上させる展示・普及活動が必要です。
- ・生涯学習センターは、新たな学習プログラムを提供するなど、学習活動に対する参加者の満足度向上に貢献しました。今後も引き続きさまざまな学習機会の提供とより多くの学習情報の発信を行っていく必要があります。
- ・各地域における社会教育のさらなる推進のため、行政、社会教育委員等社会教育関係者を対象とした全県ネットワーク会議を実施し、研修及び交流を行いました。今後、社会教育関係団体等とのより幅広い情報交流や社会教育関係者の研修が必要です。
- ・学校図書館環境整備推進員の配置により、多くの学校で図書館が利用しやすくレイアウトされ、データベース化が進むなど、学校図書館の整備が進みました。今後は、読書活動の普及に向けて、司書教諭や担任教員と連携し、学校図書館の活用を図っていく必要があります。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・新県立博物館については、平成 26 年春の開館に向け、開館に必要な設備や運営体制、県民参加組織などを整備するとともに、市町の博物館や学校等との連携を進め、「ともに考え、活動し、成長する博物館」の実現のために取り組みます。
- ・県立図書館は、広域ネットワークを形成し、県内図書館の利用拡大を図るとともに、全県域へのサービス、先進的なサービスを提供します。
- ・県立美術館は、県ゆかりの作家を取り上げる企画展や、所蔵品等の一層の活用を図った展示などを実施し、多様な県民の関心に応えることができる展示、普及活動に取り組めます。
- ・斎宮歴史博物館は、式年遷宮や史跡整備の進展などを意識した展覧会を実施するとともに、島根県、奈良県と連携したシンポジウムや県外交流展示の開催など広域での取組を強化し、斎宮跡の魅力を高め、集客につなげます。
- ・生涯学習センターは、市町や学校等との連携により、魅力ある講座の開催やアウトリーチ*事業など、さまざまな学習機会を提供するとともに、三重県生涯学習情報提供システムの運営を行い、多様な魅力ある学習情報を提供します。
- ・次世代を担う子どもを対象に、文化・芸術や歴史などに関する参加体験型の学習機会を提供します。
- ・社会教育関係者の会議や研修会を通じて人材育成を推進します。また、社会教育推進の体制強化および連携に向けた支援を展開するために、社会教育関係者の交流の場の拡充を図り、情報交換、ネットワークづくりを進めます。
- ・県立青少年教育施設においては、平成 25 年 4 月 1 日から、新たに指定管理者を指定し、地域の特性を活かした多様な体験プログラムの開発や新規事業を実施します。また、学校等さまざまな主体と

連携しながら、体験活動の機会の拡充と利用者の拡大に努めます。

- ・子どもが主体的、意欲的な読書活動ができるよう、学校図書館と連携した取組を進めるとともに、市町教育委員会等と連携して地域で活動する人材の養成・育成を図りながら、学校、家庭、地域が一体となって、積極的に子どもの読書活動の普及に取り組みます。

特に注力するポイント（平成 25 年度）【環境生活部 副部長 田中 功 電話：059-224-2620】

- ・新たな「文化と知的探求の拠点*」として新県立博物館の整備を仕上げるとともに、開館前の広報活動を効果的に展開し、幅広い県民の理解と参加を喚起します。
- ・併せて、効果的かつ効率的な活動と運営の仕組みづくりについて、「新県立博物館整備にあたっての3方向と7項目」をふまえ、県民の皆さんと共につくりあげていきます。
- ・県立美術館、斎宮歴史博物館及び生涯学習センターにおいては、文化芸術に対する感性を育み、本県の文化の継承、発展につなげるため、次世代を担う子ども等を対象に参加体験型の学習機会を提供します。
- ・住民に身近な拠点である公民館や図書館等は、本県の生涯学習の推進に大きな役割をはたしていることから、市町と県の連携を密にし、県民の皆さんがどこでも学習できる環境づくりを進めます。
- ・研修会等を通じて社会教育関係者等の人材育成を推進するとともに、関係者の交流の場の拡充を図り、豊かな体験活動や子どもの読書活動などについて情報交換やネットワークづくりを進めます。

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

プロジェクトの目標

- ・恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。
- ・また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は達成できませんでしたが、着手の前提となる国との協議が4事案とも概ね整ったことおよび実践取組2の目標を達成したことを総合的に判断して、「ある程度進んだ」としました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度		25年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
不適正処理事案における支障除去の着手件数（累計）	1件	3件 2件	0.50	4件	4件

目標項目の説明と平成25年度目標値の考え方

目標項目の説明	過去の不適正処理4事案（桑名市五反田、桑名市源十郎新田、四日市市大矢知・平津、四日市市内山）について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数
25年度目標値の考え方	国との協議が4事案とも概ね整ったことから、平成25年度においては、4事案すべての着手をめざし目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度		25年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「不適正処理事案」を早期に解決するために	不適正処理事案における支障除去の着手件数（累計）	1件	3件 2件	0.50	4件	4件
2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	0% (22年度)	3% (23年度) 9% (23年度)	1.00	10% (24年度)	33% (26年度)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	336	1,833		

平成 24 年度の取組概要

- ・生活環境保全上の支障等が生じている 4 つの産業廃棄物の不適正処理事案について、産廃特措法による国の支援を得て平成 25 年度から恒久対策に着手できるよう、実施計画を策定し、環境省との協議を開始。各事案の状況は下記のとおり
 - ①四日市市大矢知・平津事案については、平成 24 年 7 月に具体的な対策工法の詳細について地元合意が得られ、9 月には詳細設計のための現地測量等に着手（県単での行政代執行）
 - ②桑名市源十郎新田事案については、平成 24 年 4 月に瀬替え工が完了し、廃油の滲出は抑止。廃油の拡散防止を図る鋼矢板での囲い込み工に早期着手できるよう準備を実施
 - ③桑名市五反田事案については、引き続き、促進酸化施設による浄化措置を実施し、恒久対策として汚染物質の高濃度箇所への掘削・撤去に着手できるよう、準備を実施
 - ④四日市市内山事案については、平成 24 年 6 月に環境大臣の同意を得て、同年 11 月に恒久対策（霧状酸化剤注入による硫化水素発生抑制対策）に着手
- ・継続的なモニタリングが必要と判断されたその他の事案について、水質の分析調査等を行い、地元住民及び関係市町に分析結果を報告
- ・不適正処理事案の未然防止のため、排出事業者の処理責任を徹底することから、平成 24 年度から新たに 7 人の環境技術指導員を地域機関に配置し、多量排出事業者（全ての対象事業者 590 社を訪問）に電子マニフェスト*や優良認定処理業者の活用に係る働きかけを実施
また、電子マニフェストの加入料助成（167 事業者）や操作研修会（22 回開催）を実施
- ・電子マニフェストや優良認定処理業者の利活用を促進するためには、処理業者側の取組も必要となることから、処理業者を対象とした優良認定制度説明会（9 回）の開催に加え、業界団体（三重県産業廃棄物協会）との協議、調整を実施

平成 24 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ・産廃特措法は平成 24 年度までの 10 年間の時限立法でしたが、国の予算編成等に関する提言などを通じて期限を延長するよう、要望活動を行ってきました。平成 24 年 8 月には、平成 34 年度まで期限を延長する法改正がなされました。
- ・4 つの不適正処理事案の恒久対策について、産廃特措法に基づく実施計画を策定しました。当該計画については、平成 24 年 8 月の三重県環境審議会において審議され、妥当である旨、答申されました。
- ・産廃特措法の新しい基本方針が平成 24 年 11 月に示され、実施計画にかかる技術的審査の終了後、4 事案全てについて環境省との正式協議を開始し、平成 25 年 3 月 26 日には 2 事案についての大臣同意が得られました。
- ・平成 25 年度には 4 事案とも恒久対策に着手し、地元及び関係機関との調整を図りつつ的確に事業を進め、平成 34 年度までに完了させる必要があります。
- ・平成 24 年度に訪問した多量排出事業者 590 社のうち、電子マニフェスト制度に加入し、かつ優良認定処理業者に処理委託した多量排出事業者は 155 社でしたが、紙マニフェスト利用など現状維持で十分と考える排出事業者もあることから、今後とも排出事業者に対して効率的、効果的に働きかけ

を行うとともに、産廃処理業者に対する働きかけも必要です。

平成 25 年度の改善のポイントと取組方向

- ・産業廃棄物不適正処理の 4 事案全てにおいて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づく恒久対策に早期に着手し、対策工事を着実に実施します。なお、工事の実施にあたっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や有害物質の検出状況のモニタリング結果等を適時、的確に情報共有します。
また、引き続き、排出事業者等への責任追及に取り組むとともに、粘り強く原因者への費用求償を行っていきます。
- ①四日市市大矢知・平津事案については、廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策を実施することとし、平成 25 年度は処分場入口側の調整池や処分場天端部への進入路の設置に着手します。
- ②桑名市源十郎新田事案については、PCB（ポリ塩化ビフェニル）や VOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとし、平成 25 年度は、鋼矢板による囲い込み工に着手し、廃油の回収は引き続き実施します。
- ③桑名市五反田事案については、地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施することとし、平成 25 年度は、掘削廃棄物等の選別・ストックヤードの整備を実施します。
- ④四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施することとし、平成 25 年度は、硫化水素発生抑制対策の効果を確認しつつ、整形覆土工に着手します。
- ・不適正処理事案の未然防止のため、環境技術指導員の多量排出事業者への働きかけにあたっては、manifest 発行件数の多い排出事業者や、横ならび感の強い業界を重点的に訪問し、電子manifest と優良認定処理業者の利活用を一層促進します。また、産業廃棄物排出事業者団体への働きかけを行い、自主的な取組を求めるとともに、電子manifest の加入料助成の継続と操作研修会の充実化により、更なる普及促進を行います。
- ・産廃処理業者においても電子manifest や優良認定制度の取組が必要であるため、三重県産業廃棄物協会に設置された優良事業者評価推進専門部会と緊密に連携して優良認定処理業者の育成に取り組むことに加え、新たに、処理実績が多い産廃処理業者への個別訪問を行います。また、環境配慮契約法上の国の優良認定処理業者の活用状況を踏まえ、県自らが優良認定処理業者を優先して活用する仕組みについて、関係部局との協議、検討を進めます。